

令和7年2月第436回定例福井県議会議案
(令和6年度2月補正予算(案)関係)

福 井 県

目 次

第105号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算（第6号）	（ 1）
第106号議案	令和6年度福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）	（ 27）
第107号議案	令和6年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）	（ 31）
第108号議案	令和6年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第2号）	（ 35）
第109号議案	令和6年度福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	（ 39）
第110号議案	令和6年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	（ 45）
第111号議案	令和6年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	（ 49）
第112号議案	令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第2号）	（ 53）
第113号議案	令和6年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	（ 57）
第114号議案	令和6年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	（ 61）
第115号議案	令和6年度福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）	（ 65）
第116号議案	令和6年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第2号）	（ 69）
第117号議案	令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）	（ 73）
第118号議案	令和6年度福井県証紙特別会計補正予算（第1号）	（ 79）
第119号議案	令和6年度福井県病院事業会計補正予算（第2号）	（ 83）
第120号議案	令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第2号）	（ 87）
第121号議案	令和6年度福井県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	（ 89）
第122号議案	令和6年度福井県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	（ 93）
第123号議案	令和6年度福井県臨海下水道事業会計補正予算（第2号）	（ 95）

目 次

第124号議案	令和6年度福井県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	(99)
第125号議案	福井県安心子ども基金条例の一部改正について	(103)
第126号議案	福井県長期ビジョンの一部変更について	(105)
第127号議案	九頭竜川水系の一級河川の指定の変更に対する意見について	(109)
第128号議案	和解について	(111)
第129号議案	県有財産の取得について	(113)
第130号議案	河川災害復旧工事請負契約の締結について	(115)
第131号議案	権利の放棄について	(117)
報告第38号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(119)
報告第39号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(123)
報告第40号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(127)
報告第41号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(131)
報告第42号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(135)
報告第43号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(139)
報告第44号	専決処分の報告について（権利の放棄について）	(143)

令和6年度福井県の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,002,305千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,214,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第3表の1繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第4表の1地方債補正」による。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算補正		歳 入		
		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	県税	130,609,673	8,979,641	139,589,314
	1 県民税	31,164,572	2,045,374	33,209,946
	2 事業税	34,581,533	6,178,116	40,759,649
	3 地方消費税	27,033,552	1,134,661	28,168,213
	4 不動産取得税	1,915,557	△172,943	1,742,614
	5 県たばこ税	850,206	4,858	855,064
	6 ゴルフ場利用税	211,900	△3,252	208,648
	7 軽油引取税	7,127,858	△226,651	6,901,207
	8 自動車税	12,744,425	156,378	12,900,803
	9 鉱区税	1,531	△27	1,504
	10 固定資産税	1,348,543	756,753	2,105,296
	11 狩猟税	9,042	△24	9,018
	12 核燃料税	13,620,954	△893,602	12,727,352
2	地方消費税清算金	40,620,498	1,402,737	42,023,235
	1 地方消費税清算金	40,620,498	1,402,737	42,023,235
3	地方譲与税	15,878,832	2,274,269	18,153,101

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別法人事業譲与税	14,193,950	2,331,738	16,525,688
	2 地方揮発油譲与税	1,421,066	△54,310	1,366,756
	3 石油ガス譲与税	51,041	796	51,837
	4 自動車重量譲与税	138,584	△4,170	134,414
	7 航空機燃料譲与税	286	215	501
4 地方特例交付金		2,826,000	△39,916	2,786,084
	1 地方特例交付金	2,826,000	△39,916	2,786,084
5 地方交付税		136,935,342	3,954,177	140,889,519
	1 地方交付税	136,935,342	3,954,177	140,889,519
7 分担金および負担金		2,617,140	△86,286	2,530,854
	1 負担金	2,617,140	△86,286	2,530,854
8 使用料および手数料		5,237,694	△40,433	5,197,261
	1 使用料	4,071,663	11,022	4,082,685
	2 手数料	1,166,031	△51,455	1,114,576
9 国庫支出金		78,578,750	△2,767,078	75,811,672
	1 国庫負担金	42,456,403	△3,928,924	38,527,479
	2 国庫補助金	34,868,348	1,382,562	36,250,910
	3 委託金	1,253,999	△220,716	1,033,283

10 財産収入		1,774,647	△832,869	941,778
	1 財産運用収入	580,349	12,582	592,931
	2 財産売却収入	1,194,298	△845,451	348,847
11 寄附金		456,685	△113,879	342,806
	1 寄附金	456,685	△113,879	342,806
12 繰入金		14,780,671	△2,543,679	12,236,992
	1 特別会計繰入金	359,673	383,425	743,098
	2 公営企業会計繰入金	151,123	△4,791	146,332
	3 基金繰入金	14,269,875	△2,922,313	11,347,562
14 諸収入		45,148,710	△15,886,989	29,261,721
	1 延滞金、加算金および過料等	82,602	△3,308	79,294
	2 県預金利子	440	40,549	40,989
	3 貸付金元利収入	39,989,197	△16,410,839	23,578,358
	4 受託事業収入	493,149	△114,423	378,726
	5 収益事業収入	2,022,135	△110,579	1,911,556
	7 雑入	2,561,186	711,611	3,272,797
15 県債		63,265,667	△4,302,000	58,963,667
	1 県債	63,265,667	△4,302,000	58,963,667
補正されなかった款に係る額		6,486,022		6,486,022

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	545,216,331	△10,002,305	535,214,026
	合			計

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	1,048,527	△21,418	1,027,109
	1 議会費	1,048,527	△21,418	1,027,109
2	総務費	42,371,871	73,037	42,444,908
	1 総務管理費	13,602,228	617,350	14,219,578
	2 企画費	16,873,928	153,226	17,027,154
	3 徴税費	3,324,348	△184,576	3,139,772
	4 市町振興費	5,653,752	△438,294	5,215,458
	5 選挙費	596,674	△89,526	507,148
	6 防災費	1,915,580	26,250	1,941,830
	7 統計調査費	167,450	△24,575	142,875
	8 人事委員会費	106,177	6,559	112,736
	9 監査委員費	131,734	6,623	138,357
3	民生費	52,660,124	1,717,570	54,377,694
	1 社会福祉費	34,477,031	1,113,229	35,590,260
	2 児童福祉費	17,244,271	540,378	17,784,649
	3 生活保護費	516,047	△473	515,574

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 災害救助費	47,199	31,336	78,535
	5 自然保護費	375,576	33,100	408,676
4 衛生費		25,645,004	77,721	25,722,725
	1 公衆衛生費	16,788,150	△216,593	16,571,557
	2 環境衛生費	1,645,288	△119,048	1,526,240
	3 保健所費	213,582	△8,315	205,267
	4 医薬費	6,997,984	421,677	7,419,661
5 労働費		2,062,353	△132,184	1,930,169
	1 労政費	1,541,949	△29,776	1,512,173
	2 職業訓練費	442,566	△102,082	340,484
	3 労働委員会費	77,838	△326	77,512
6 農林水産費		35,045,245	△2,406,027	32,639,218
	1 農業費	10,688,551	△193,695	10,494,856
	2 畜産業費	448,132	△21,831	426,301
	3 農地費	14,771,968	△1,451,315	13,320,653
	4 林業費	6,987,292	△541,675	6,445,617
	5 水産業費	2,149,302	△197,511	1,951,791
7 商工費		56,100,836	△17,046,094	39,054,742

	1 商業費	45,879,216	△15,202,745	30,676,471
	2 工鉱業費	7,666,376	△1,532,247	6,134,129
	3 繊維産業費	24,795	△2,563	22,232
	4 観光費	2,530,449	△308,539	2,221,910
8 土木費		75,619,180	△3,174,359	72,444,821
	1 土木管理費	6,642,254	△127,402	6,514,852
	2 道路橋りょう費	37,474,514	△617,661	36,856,853
	3 河川海岸費	25,036,867	△848,879	24,187,988
	4 港湾費	4,759,220	△1,538,168	3,221,052
	5 都市計画費	1,173,054	△21,611	1,151,443
	6 住宅費	533,271	△20,638	512,633
9 警察費		25,602,849	470,140	26,072,989
	1 警察管理費	23,315,599	△93,413	23,222,186
	2 警察活動費	2,287,250	563,553	2,850,803
10 教育費		104,201,903	△584,477	103,617,426
	1 教育総務費	19,986,403	501,499	20,487,902
	2 小中学校費	41,213,877	△750,947	40,462,930
	3 高等学校費	23,441,783	△353,888	23,087,895
	4 特別支援学校費	8,988,231	27,316	9,015,547

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 大学費	4,164,676	△32,271	4,132,405
	6 社会教育費	4,870,836	281,010	5,151,846
	7 保健体育費	1,536,097	△257,196	1,278,901
11 災害復旧費		6,744,516	△4,162,417	2,582,099
	2 農林水産施設災害復旧費	1,584,970	△1,058,052	526,918
	3 土木施設災害復旧費	5,158,088	△3,104,365	2,053,723
12 公債費		65,840,405	12,180,249	78,020,654
	1 公債費	65,840,405	12,180,249	78,020,654
13 諸支出金		51,773,518	3,005,954	54,779,472
	1 地方消費税清算金	26,630,786	805,529	27,436,315
	2 利子割交付金	35,706	28,691	64,397
	3 配当割交付金	754,710	289,298	1,044,008
	4 株式等譲渡所得割交付金	804,325	584,742	1,389,067
	5 法人事業税交付金	2,610,012	477,634	3,087,646
	6 地方消費税交付金	20,396,267	704,047	21,100,314
	7 ゴルフ場利用税交付金	148,349	10,091	158,440
	8 環境性能割交付金	393,361	105,922	499,283

補正されなかった款に係る額	500,000		500,000
歳出合計	545,216,331	△10,002,305	535,214,026

第2表 継続費補正（変更）

（単位 千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費 〔福井港丸岡インター連絡道路〕 〔坂井市坂井町福島～丸岡町八ツ口地係〕	2,200,000	令和4年度	360,000	2,200,000	令和4年度	360,000
				令和5年度	700,000		令和5年度	700,000
				令和6年度	280,000		令和6年度	480,000
				令和7年度	200,000		令和7年度	400,000
				令和8年度	660,000		令和8年度	260,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費 〔福井港丸岡インター連絡道路〕 〔坂井市坂井町福島～丸岡町八ツ口地係〕 4号、5号高架橋(仮称)	4,340,000	令和4年度	2,000	4,340,000	令和4年度	2,000
				令和5年度	315,000		令和5年度	315,000
				令和6年度	1,683,000		令和6年度	2,530,000
				令和7年度	1,070,000		令和7年度	710,000
				令和8年度	1,270,000		令和8年度	783,000
土木費	河川海岸費	吉野瀬川ダム建設費	15,300,000	令和2年度	360,000	15,300,000	令和2年度	360,000
				令和3年度	2,440,000		令和3年度	2,440,000
				令和4年度	1,241,000		令和4年度	1,241,000
				令和5年度	5,392,000		令和5年度	5,392,000

				令和6年度	4,174,700		令和6年度	4,057,638
				令和7年度	244,900		令和7年度	244,900
				令和8年度	1,447,400		令和8年度	1,564,462

第3表 繰越明許費補正（追加）

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	高度情報化対策事業費	33,396
		出納管理費	2,508
		県庁舎維持管理費	101,992
	企画費	地域交通対策推進事業費	928,809
		企画調整事業費	299,237
		北陸新幹線建設事業費	237,977
		高速交通企画推進事業費	199,073
		安全・安心まちづくり対策費	13,180
		国際交流事業費	53,955
		広報・安全等対策事業費	15,822
		生活学習館費	224,070
		民生費	社会福祉費
社会福祉施設整備費	708,935		
身体障がい者福祉事業費	337,371		
身体障がい者更生相談所費	1,067		
障がい者自立支援推進費	4,474		
老人福祉事業費	2,455		

民 生 費	社 会 福 祉 費	老 人 福 祉 施 設 整 備 費	236,243
		介 護 保 険 事 業 費	1,169,618
	児 童 福 祉 費	児 童 厚 生 施 設 費	40,150
		心 身 障 が い 児 (者) 対 策 費	600
		児 童 福 祉 施 設 費	41,962
		こ だ も 療 育 セ ン タ ー 運 営 費	42,775
		児 童 相 談 所 費	91
	自 然 保 護 費	自 然 保 護 セ ン タ ー 費	7,827
		自 然 公 園 整 備 事 業 費 (公 共)	86,361
	衛 生 費	公 衆 衛 生 費	母 子 衛 生 行 政 普 及 費
県 民 健 康 セ ン タ ー 運 営 費			30,922
感 染 症 予 防 費			13,944
口 腔 衛 生 対 策 費			9,735
特 定 疾 患 対 策 費			26,404
環 境 衛 生 費		水 道 施 設 整 備 費	85,072
		環 境 基 本 計 画 推 進 事 業 費	346,533
医 薬 費		医 薬 総 務 管 理 費	827,797
		監 視 指 導 費	19,728
		医 師 充 足 対 策 費	6,375
	看 護 専 門 学 校 運 営 費	17,945	

款	項	事業名	金額
労働費	労政費	労働環境改善事業費	288,663
	職業訓練費	産業人材育成推進費	10,505
農林水産費	農業費	農業経営対策事業費	80,593
		特産品流通対策事業費	159,243
		稲麦大豆等生産振興事業費	200,000
		土壌保全対策費	68,525
		農業試験場費	3,069
		園芸研究センター費	4,882
	農地費	地籍調査費補助金	24,822
		農地総務諸費	4,410
		団体営基盤整備促進事業費（公共）	101,310
		県単土地改良事業費	34,421
		農地防災対策事業費	6,480
	林業費	林業普及指導費	14,960
		林業振興総合推進費	1,917
		緊急森林整備事業費	157,700
		県有林推進事業費	189,127
		木材振興対策費	10,400
		優良種苗確保対策事業費	21,000

農 林 水 産 費	林 業 費	県 営 林 道 事 業 費 (公 共)	201,304
		県 単 治 山 事 業 費	101,000
		林 業 ・ 木 材 産 業 構 造 改 革 事 業 費	2,564
		林 木 育 種 事 業 費	3,744
	水 産 業 費	水 産 管 理 費	767
		栽 培 漁 業 セ ン タ ー 費	1,469
		内 水 面 総 合 セ ン タ ー 費	13,707
		市 町 漁 港 改 修 事 業 費 (公 共)	49,940
		市 町 漁 港 集 落 環 境 整 備 事 業 費 (公 共)	5,510
	商 工 費	商 業 費	商 業 振 興 費
情 報 産 業 集 積 促 進 事 業 費			20,000
工 鉱 業 費		地 場 産 業 振 興 対 策 事 業 費	227,372
		工 業 技 術 セ ン タ ー 費	34,980
		陶 芸 公 園 管 理 費	917
観 光 費	観 光 施 設 整 備 事 業 費	345,000	
土 木 費	土 木 管 理 費	土 木 総 務 諸 費	1,009
		土 木 事 務 所 費	2,954
		法 施 行 事 務 費	12,079
		建 築 指 導 費	143,824
	道 路 橋 り よ う 費	重 要 路 線 整 備 推 進 費	22,850

款	項	事業名	金額	
土 木 費	道 路 橋 り よ う 費	県 単 交 通 安 全 施 設 整 備 費	71,300	
		県 単 道 路 補 修 費	539,000	
		県 単 道 路 維 持 費	2,200,000	
		県 単 橋 り よ う 補 修 費	49,800	
		県 単 雪 寒 道 路 整 備 費	53,000	
	河 川 海 岸 費	県 単 河 川 局 部 改 良 費	530,454	
		基 幹 河 川 改 修 費（受託）	2,606	
		河 川 調 査 費	27,000	
		砂 防 災 害 防 止 事 業 費	21,963	
		県 単 砂 防 設 備 維 持 修 繕 費	6,900	
		県 単 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	14,299	
	港 湾 費	港 湾 管 理 費	81,000	
		県 単 港 湾 維 持 補 修 費	4,300	
		空 港 対 策 費	6,000	
	都 市 計 画 費	都 市 計 画 策 定 指 導 調 査 費	10,000	
		県 単 街 路 事 業 費	42,000	
		県 単 都 市 公 園 整 備 事 業 費	13,000	
	住 宅 費	既 設 公 営 住 宅 改 善 事 業 費（公共）	17,000	
	警 察 費	警 察 管 理 費	警 察 施 設 等 整 備 費	18,037

警 察 費	警 察 活 動 費	交 通 取 締 活 動 費	343
		交 通 安 全 施 設 整 備 費	618,740
教 育 費	教 育 総 務 費	事 務 局 管 理 費	1,479
		教 育 指 導 管 理 費	716,224
		福 井 運 動 公 園 費	135,047
	高 等 学 校 費	全 日 制 管 理 費	34,444
		定 通 制 管 理 費	681
		一 般 施 設 整 備 費	2,039
	特 別 支 援 学 校 費	特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー 費	5,313
		特 別 支 援 学 校 管 理 費	45,304
		一 般 施 設 整 備 費	37,219
	大 学 費	高 等 教 育 振 興 費	245,003
	社 会 教 育 費	こ ど も 歴 史 文 化 館 費	9,662
		文 化 財 保 護 費	654
		図 書 館 管 理 費	105,411
		若 狭 図 書 学 習 セ ン タ ー 費	46,576
		奥 越 高 原 青 少 年 自 然 の 家 費	14,230
		鯖 江 青 年 の 家 費	21,456
三 方 青 年 の 家 費		42,130	
歴 史 博 物 館 費	91,221		

款	項	事業名	金額
教 育 費	社 会 教 育 費	若 狭 歴 史 博 物 館 費	28,413
		美 術 館 費	34,148
	保 健 体 育 費	体 育 施 設 管 理 費	59,335
		武 道 館 改 修 事 業 費	35,864
災 害 復 旧 費	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	林 道 災 害 復 旧 費（公 共）	126,593
		耕 地 災 害 復 旧 費（公 共）	236,801
		県 単 治 山 施 設 災 害 復 旧 費	20,000
	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	県 単 河 川 等 災 害 復 旧 費	237,373

第3表の1 繰越明許費補正(変更)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
総務費	防災費	防災対策費	37,400	427,885
民生費	社会福祉費	社会福祉推進費	20,958	86,147
農林水産費	農地費	県営かんがい排水事業費(公共)	336,612	654,990
		県営土地改良総合整備事業費(公共)	2,737,568	3,543,518
		県営一般農道整備事業費(公共)	46,210	76,210
		県営農村総合整備事業費(公共)	112,000	214,600
		県営ため池等整備事業費(公共)	864,069	1,309,942
		湛水防除事業費(公共)	150,000	496,000
	林業費	造林事業費(公共)	716,667	1,142,002
		団体営林道事業費(公共)	28,176	74,708
		治山事業費(公共)	289,000	777,900
	水産業費	沿岸漁業振興対策費	60,200	61,553
		漁港修築事業費(公共)	334,070	368,270
	土木費	道路橋りょう費	交通安全施設整備費(公共)	596,900
道路災害防除費(公共)			653,500	753,300
道路改良費(公共)			4,379,464	4,908,343

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
土木費	道路橋りょう費	県単道路改良費	12,000	444,656
		橋りょう補修費（公共）	1,067,000	1,803,300
		橋りょう整備費（公共）	2,439,700	2,496,700
		雪寒道路整備費（公共）	251,500	445,400
	河川海岸費	基幹河川改修費（公共）	1,970,400	2,313,000
		堰堤改良費（公共）	521,600	592,898
		日野川総合開発事業費（公共）	859,300	981,300
		総合流域防災事業費（公共）	950,500	1,500,137
		県単河川維持修繕費	121,342	1,159,621
		県単河川開発費	111,000	174,000
		通常砂防事業費（公共）	1,382,000	1,468,768
		急傾斜地崩壊対策事業費（公共）	562,000	701,846
	海岸保全事業費（公共）	102,435	161,435	
	港湾費	港湾改修費（公共）	95,000	140,000
都市計画費	重要幹線街路事業費（公共）	144,000	169,000	
教育費	社会教育費	恐竜博物館費	116,168	159,728
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧費（公共）	248,312	934,874

第4表 地方債補正（追加）

（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広報・安全等対策事業費	15,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
小児療育センター整備費	10,000	//	//	
看護専門学校整備費	5,000	//	//	
園芸研究センター費	4,000	//	//	
工業技術センター運営費	99,000	//	//	
福井運動公園整備費	8,000	//	//	
合 計	141,000			

第4表の1 地方債補正（変更）

（単位 千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国際交流事業費	4,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</small>	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	33,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</small>	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
北陸新幹線建設事業費	1,823,000	//	//		1,266,000	//	//	
地域鉄道支援事業費	151,000	//	//		571,000	//	//	
企画調整事業費	82,000	//	//		221,000	//	//	
生活学習館運営費	88,000	//	//		312,000	//	//	
防災対策費	37,000	//	//		21,000	//	//	
ふくい健康の森整備費	24,000	//	//		46,000	//	//	
障がい者福祉施設整備事業費	211,000	//	//		235,000	//	//	
老人福祉施設整備事業費	46,000	//	//		27,000	//	//	
児童厚生施設費	496,000	//	//		645,000	//	//	
自然公園施設整備事業費	39,000	//	//		33,000	//	//	
健康福祉センター改修事業費	72,000	//	//		61,000	//	//	
産業人材育成推進費	11,000	//	//		16,000	//	//	
畜産振興事業費	14,000	//	//		0	//	//	

土地改良事業費	2,162,000	//	//		1,957,000	//	//
農地防災事業費	1,108,000	//	//		830,000	//	//
治山事業費	905,000	//	//		842,000	//	//
総合グリーンセンター費	92,000	//	//		66,000	//	//
漁港建設事業費	574,000	//	//		517,000	//	//
情報産業集積促進事業費	18,000	//	//		36,000	//	//
観光施設整備事業費	150,000	//	//		119,000	//	//
道路事業費	12,231,000	//	//		13,335,000	//	//
国直轄道路事業費	8,675,000	//	//		7,503,000	//	//
河川事業費	8,079,000	//	//		7,796,000	//	//
国直轄河川事業費	6,352,000	//	//		5,917,000	//	//
砂防事業費	1,545,000	//	//		1,563,000	//	//
国直轄砂防事業費	109,000	//	//		108,000	//	//
海岸保全事業費	136,000	//	//		96,000	//	//
港湾建設事業費	587,000	//	//		401,000	//	//
国直轄港湾事業費	2,416,000	//	//		960,000	//	//
街路事業費	160,000	//	//		163,000	//	//
県営住宅建設費	120,000	//	//		110,000	//	//
車輛等整備費	24,000	//	//		20,000	//	//
警察署庁舎建設費	1,638,000	//	//		1,487,000	//	//
高等学校整備費	6,455,000	//	//		6,023,000	//	//
特別支援学校整備費	389,000	//	//		410,000	//	//
県立大学施設整備費	625,000	//	//		693,000	//	//

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備費	205,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	285,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
図書館管理費	26,000	//	//		84,000	//	//	
青年の家等管理費	53,000	//	//		123,000	//	//	
体育施設整備費	12,000	//	//		46,000	//	//	
現年発生耕地災害復旧費(公共)	7,000	//	//		0	//	//	
現年発生漁港災害復旧費(公共)	59,000	//	//		0	//	//	
過年発生治山施設災害復旧費(公共)	8,000	//	//		0	//	//	
現年発生治山施設災害復旧費(公共)	29,000	//	//		0	//	//	
過年発生河川等災害復旧費(公共)	577,000	//	//		240,000	//	//	
現年発生河川等災害復旧費(公共)	1,263,000	//	//		309,000	//	//	
河川等災害復旧費(県単)	411,000	//	//		506,000	//	//	
臨時財政対策債	912,000	//	//		735,000	//	//	
合計	61,210,000				56,767,000			

第106号議案

令和6年度 福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和6年度福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,227,164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,849,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地方債補正（変更）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 27,070,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 20年以内 (うち据置期間 5年以内)	千円 24,039,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 20年以内 (うち据置期間 5年以内)

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		75,552,290	12,258,164	87,810,454
	1 一般会計繰入金	65,552,290	12,258,164	77,810,454
2 県債		27,070,000	△3,031,000	24,039,000
	1 県債	27,070,000	△3,031,000	24,039,000
歳 入 合 計		102,622,290	9,227,164	111,849,454

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		102,622,290	9,227,164	111,849,454
	1 公債費	102,622,290	9,227,164	111,849,454
歳 出 合 計		102,622,290	9,227,164	111,849,454

令和6年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料および手数料		61,466	△5,616	55,850
	1 使用料	61,175	△5,331	55,844
	2 手数料	291	△285	6
2 財産収入		195,091	2,332	197,423
	1 財産売払収入	195,091	2,332	197,423
4 諸収入		50,238	6,021	56,259
	1 雑入	50,238	6,021	56,259
補正されなかった款に係る額		269		269
歳 入 合 計		307,064	2,737	309,801

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 用品等集中管理費		307,064	2,737	309,801
	1 用品調達費	220,090	△835	219,255
	2 自動車管理費	36,735	△2,449	34,286
	3 文書事務管理費	50,239	6,021	56,260
歳 出 合 計		307,064	2,737	309,801

令和6年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,182千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正 歳入 (第2款繰入金を第3款とし、第1款財産収入を第2款とし、新たに第1款国庫支出金を設ける。) (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金			1,575	1,575
	1 国庫負担金		1,575	1,575
2 財産収入		372	335	707
	1 財産運用収入	372	335	707
3 繰入金		40,324	△18,217	22,107
	1 一般会計繰入金	40,324	△18,217	22,107
4 繰越金			21,763	21,763
	1 繰越金		21,763	21,763
5 諸収入			30	30
	1 雑入		30	30
歳入合計		40,696	5,486	46,182

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 民生費		40,696	5,486	46,182
	1 災害救助基金	40,696	5,486	46,182
歳 出 合 計		40,696	5,486	46,182

令和6年度福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,061,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,593,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正		歳入 (第7款諸収入を第8款とし、新たに第7款) (繰越金を設ける。)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2	国庫支出金	15,412,544	326,197	15,738,741
	1 国庫負担金	11,114,357	△365,064	10,749,293
	2 国庫補助金	4,298,187	691,261	4,989,448
3	前期高齢者交付金	25,360,594	△2,513	25,358,081
	1 前期高齢者交付金	25,360,594	△2,513	25,358,081
4	共同事業交付金	172,014	△54,265	117,749
	1 共同事業交付金	172,014	△54,265	117,749
5	財産収入	219	5,135	5,354
	1 財産運用収入	219	5,135	5,354
6	繰入金	3,631,434	△154,309	3,477,125
	1 他会計繰入金	3,631,434	△154,309	3,477,125
7	繰越金		618,041	618,041
	1 繰越金		618,041	618,041
8	諸収入	2,939	322,810	325,749
	1 雑入	2,939	322,810	325,749
補正されなかった款に係る額		16,952,891		16,952,891

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	61,532,635	1,061,096	62,593,731

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 民生費		61,532,635	1,061,096	62,593,731
	1 国民健康保険費	61,532,635	1,061,096	62,593,731
歳 出 合 計		61,532,635	1,061,096	62,593,731

令和6年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,420千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 繰越金		43,698	17,188	60,886	
	1 繰越金	43,698	17,188	60,886	
4 諸収入		48,873	△15,006	33,867	
	1 貸付金元利収入	48,762	△15,006	33,756	
補正されなかった款に係る額		1,667		1,667	
歳 入 合 計		94,238	2,182	96,420	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 民生費		94,238	2,182	96,420
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	94,238	2,182	96,420
歳 出 合 計		94,238	2,182	96,420

令和6年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,187千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地方債補正（変更）

起債の目的	前				後			
	補 限度額	正 起債の方法	正 利率	前 償還の方法	補 限度額	正 起債の方法	正 利率	後 償還の方法
県営産業団地 整備事業費	千円 162,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内 (うち据置期間 5年以内)	千円 129,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内 (うち据置期間 5年以内)

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 繰入金		4,589	1,054	5,643	
	1 一般会計繰入金	4,589	1,054	5,643	
2 諸収入		81,093	△16,241	64,852	
	1 雑入	81,093	△16,241	64,852	
3 県債		162,000	△33,000	129,000	
	1 県債	162,000	△33,000	129,000	
歳 入 合 計		247,682	△48,187	199,495	

歳		出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 商工費		247,682	△48,187	199,495	
	1 県営産業団地整備費	247,682	△48,187	199,495	
歳 出 合 計		247,682	△48,187	199,495	

第112号議案

令和6年度 福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,968千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,308,664千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地方債補正（変更）

起債の目的	前				後			
	補 限度額	正 起債の方法	正 利率	前 償還の方法	補 限度額	正 起債の方法	正 利率	後 償還の方法
中小企業高度化資金 貸付金	千円 575,971	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内 (うち据置期間 5年以内)	千円 504,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内 (うち据置期間 5年以内)

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 繰入金		110,495	△7,997	102,498	
	1 一般会計繰入金	110,495	△7,997	102,498	
4 県債		575,971	△71,971	504,000	
	1 県債	575,971	△71,971	504,000	
補正されなかった款に係る額		702,166		702,166	
歳 入 合 計		1,388,632	△79,968	1,308,664	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		1,388,632	△79,968	1,308,664
	1 中小企業支援資金貸付金	1,388,632	△79,968	1,308,664
歳 出 合 計		1,388,632	△79,968	1,308,664

令和6年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		17	59	76
	1 財産運用収入	17	59	76
2 繰入金		132	△12	120
	1 一般会計繰入金	132	△12	120
3 繰越金		95,980	9,488	105,468
	1 繰越金	95,980	9,488	105,468
4 諸収入		4,098	△1,358	2,740
	1 貸付金元利収入	4,098	△1,358	2,740
歳 入 合 計		100,227	8,177	108,404

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産費		100,227	8,177	108,404
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	100,227	8,177	108,404
歳 出 合 計		100,227	8,177	108,404

令和6年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 繰入金		490	199	689	
	1 一般会計繰入金	490	199	689	
2 繰越金		74,846	4	74,850	
	1 繰越金	74,846	4	74,850	
3 諸収入		10,227	24,070	34,297	
	1 貸付金元利収入	10,227	24,070	34,297	
歳 入 合 計		85,563	24,273	109,836	

歳		出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 農林水産費		85,563	24,273	109,836	
	1 林業改善資金貸付金	85,563	24,273	109,836	
歳 出 合 計		85,563	24,273	109,836	

令和6年度福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,142千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,184,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、次表「繰越明許費」による。

繰越明許費

款	項	事業名	金額
農林水産費	県有林費	県有林維持管理事業費	千円 352,380

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		150,690	△62,050	88,640
	1 財産売払収入	150,690	△62,050	88,640
4 繰入金		827,874	30,716	858,590
	1 一般会計繰入金	827,874	30,716	858,590
5 諸収入			5,192	5,192
	1 雑入		5,192	5,192
補正されなかった款に係る額		231,938		231,938
歳 入 合 計		1,210,502	△26,142	1,184,360

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産費		1,210,502	△26,142	1,184,360
	1 県有林費	1,210,502	△26,142	1,184,360
歳 出 合 計		1,210,502	△26,142	1,184,360

令和6年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入 (第3款県債を第4款とし、新たに第3款繰越金を設ける。)(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料および手数料		96,208	△10,360	85,848
	1 使用料	96,208	△10,360	85,848
2 繰入金		87,265	10,425	97,690
	1 一般会計繰入金	87,265	10,425	97,690
3 繰越金			25	25
	1 繰越金		25	25
補正されなかった款に係る額		28,000		28,000
歳 入 合 計		211,473	90	211,563

歳		出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 土木費		211,473	90	211,563	
	1 駐車場整備費	211,473	90	211,563	
歳 出 合 計		211,473	90	211,563	

第117号議案

令和6年度 福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89,819千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,725,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、次表「継続費補正」による。

継続費補正（変更）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
土木費	港湾費	敦賀港港湾整備事業費	1,700,000千円	令和6年度	510,000千円	1,519,558千円	令和6年度	429,000千円
				令和7年度	760,000千円		令和7年度	759,000千円
				令和8年度	430,000千円		令和8年度	331,558千円

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、次表「繰越明許費補正」による。

繰越明許費補正（変更）

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
土木費	港湾費	港湾施設整備事業費	千円 389,000	千円 979,000

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地方債補正（変更）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業費	千円 2,202,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内 (うち据置期間 5年以内)	千円 2,134,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内 (うち据置期間 5年以内)

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料および手数料		430,716	735	431,451
	1 使用料	430,716	735	431,451
2 財産収入		34,200	△20,285	13,915
	1 財産売払収入	34,200	△20,285	13,915
3 繰入金		901,615	△75,237	826,378
	1 一般会計繰入金	901,615	△75,237	826,378
4 諸収入		247,000	72,968	319,968
	1 雑入	247,000	72,968	319,968
5 県債		2,202,000	△68,000	2,134,000
	1 県債	2,202,000	△68,000	2,134,000
歳 入 合 計		3,815,531	△89,819	3,725,712

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		3,815,531	△89,819	3,725,712
	1 港湾費	3,815,531	△89,819	3,725,712
歳 出 合 計		3,815,531	△89,819	3,725,712

令和6年度福井県証紙特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,923,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 繰越金		300,000	50,050	350,050	
	1 繰越金	300,000	50,050	350,050	
2 証紙収入		1,463,430	110,294	1,573,724	
	1 証紙収入	1,463,430	110,294	1,573,724	
歳 入 合 計		1,763,430	160,344	1,923,774	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,763,430	160,344	1,923,774
	1 証紙	1,763,430	160,344	1,923,774
歳 出 合 計		1,763,430	160,344	1,923,774

（総則）

第1条 令和6年度福井県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出の補正）

第2条 令和6年度福井県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	26,687,699千円	△ 139,088千円	26,548,611千円
第1項 医業収益	22,298,658千円	△ 209,627千円	22,089,031千円
第2項 医業外収益	3,736,020千円	69,578千円	3,805,598千円
第3項 特別利益	653,021千円	961千円	653,982千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	26,355,952千円	1,681,889千円	28,037,841千円
第1項 医業費用	25,764,174千円	1,687,850千円	27,452,024千円
第2項 医業外費用	591,778千円	△ 7,941千円	583,837千円
第3項 特別損失		1,980千円	1,980千円

（資本的収入および支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,494,006千円」を「2,466,033千円」に改め、資本

的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	4,433,575千円	△ 237,505千円	4,196,070千円
第1項 企業債	2,337,000千円	△ 106,000千円	2,231,000千円
第3項 繰入金	2,091,674千円	△ 131,505千円	1,960,169千円
	支	出	
第1款 資本的支出	6,927,581千円	△ 265,478千円	6,662,103千円
第1項 建設改良費	2,583,300千円	△ 117,388千円	2,465,912千円
第2項 企業債償還金	3,340,543千円	△ 148,090千円	3,192,453千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(補 正 前)				(補 正 後)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
器械備品	1,548,000千円	普通貸借 または 証券発行	7.0% 以内	償還年限 10年以内	1,442,000千円	普通貸借 または 証券発行	7.0% 以内	償還年限 10年以内
		(政府資金、その他)	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	(うち据置期間) 1年以内		(政府資金、その他)	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	(うち据置期間) 1年以内

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	11,394,039千円	527,848千円	11,921,887千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額「4,304,608千円」を「5,231,416千円」に改める。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

第120号議案

令和6年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出の補正）

第2条 令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。（収益的収入中第1項営業外収益を第2項とし、新たに第1項営業収益を設ける。）

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 造成事業収益	1,536千円	421,091千円	422,627千円
第1項 営業収益		415,471千円	415,471千円
第2項 営業外収益	1,536千円	5,620千円	7,156千円
	支	出	
第1款 造成事業費用		348,186千円	348,186千円
第1項 営業費用		348,184千円	348,184千円
第2項 営業外費用		2千円	2千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が」を「資本的支出のうち福井臨海工業用地等造成事業費774,820千円の一部629,920千円は土地造成積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が」に、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「633,146千円」を「90,043千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,264,409千円	△ 489,589千円	774,820千円
第1項 福井臨海工業用地等 造成事業費	1,264,409千円	△ 489,589千円	774,820千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	37,521千円	2,665千円	40,186千円

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第121号議案

令和6年度 福井県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度福井県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）		（補正後）	
(2) 給水量 福井臨海工業用水道	12,811,135 m ³ /年	35,099 m ³ /日	13,089,702 m ³ /年	35,862 m ³ /日

（収益的収入および支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）		（計）
	収		入		
第1款 工業用水道事業収益	814,983千円		13,270千円		828,253千円
第1項 営業収益	779,823千円		10,643千円		790,466千円
第2項 営業外収益	35,160千円		2,627千円		37,787千円
		支		出	
第1款 工業用水道事業費用	714,630千円		△3,519千円		711,111千円
第1項 営業費用	678,797千円		△15,919千円		662,878千円
第2項 営業外費用	35,833千円		12,400千円		48,233千円

（資本的収入および支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中、第一工業用水道設備改良費「34,804千円」を「26,400千円」に、臨海工業用水道設備改良費「121,215千円」を「51,086千円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	492,114千円	△ 75,821千円	416,293千円
第1項 負担金	492,114千円	△ 171,321千円	320,793千円
第2項 国庫補助金		95,500千円	95,500千円
	支	出	
第1款 資本的支出	702,990千円	△ 111,454千円	591,536千円
第2項 第一工業用水道設備改良費	34,804千円	△ 8,404千円	26,400千円
第3項 臨海工業用水道設備改良費	467,722千円	△ 343千円	467,379千円
第4項 臨海工業用水道設備改良費	145,607千円	△ 102,707千円	42,900千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の補正は、次表「継続費補正」による。

継続費補正(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
資本的支出	臨海工業用水道設備改良費	臨海工業用水道事業 (沈殿池増設工事)	2,156,990千円	令和5年度	75,306千円	2,255,462千円	令和5年度	75,306千円
				令和6年度	450,010千円		令和6年度	450,010千円

				令和7年度	352,506千円		令和7年度	517,803千円
				令和8年度	1,279,168千円		令和8年度	1,212,343千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	71,825千円	△ 5,415千円	66,410千円

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第122号議案

令和6年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出の補正）

第2条 令和6年度福井県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,385,558千円	26,943千円	3,412,501千円
第1項 営業収益	3,004,867千円	1,279千円	3,006,146千円
第2項 営業外収益	380,691千円	25,664千円	406,355千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,164,686千円	49,105千円	3,213,791千円
第1項 営業費用	3,041,723千円	△6,187千円	3,035,536千円
第2項 営業外費用	122,963千円	55,292千円	178,255千円

（資本的収入および支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中、坂井地区水道用水供給事業設備改良費「486,205千円」を「431,894千円」に、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,465,587千円」を「1,865,672千円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的支入		16,600千円	16,600千円
第1項 国庫補助金		16,600千円	16,600千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,951,792千円	△ 637,626千円	2,314,166千円
第2項 坂井地区水道用水供給事業設備改良費	1,227,356千円	△ 37,711千円	1,189,645千円
第3項 日野川地区水道用水供給事業設備改良費	710,966千円	△ 99,915千円	611,051千円
第4項 投資	500,000千円	△ 500,000千円	0千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	183,449千円	2,953千円	186,402千円

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第123号議案

令和6年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県臨海下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度福井県臨海下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）		（補正後）	
(1) 処 理 量	5,805,690 m ³ /年	15,906 m ³ /日	5,885,553 m ³ /年	16,125 m ³ /日

（収益的収入および支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,248,601千円	235千円	1,248,836千円
第1項 営業収益	938,657千円	5,311千円	943,968千円
第2項 営業外収益	309,944千円	△5,076千円	304,868千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,248,596千円	14,807千円	1,263,403千円
第1項 営業費用	1,219,071千円	△1,542千円	1,217,529千円
第2項 営業外費用	29,525千円	16,349千円	45,874千円

（資本的収入および支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中、「6,002千円」を「5,675千円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	179,110千円	△ 157,660千円	21,450千円
第1項 負担金	178,035千円	△ 156,585千円	21,450千円
第2項 国庫補助金	1,075千円	△ 1,075千円	0千円
	支	出	
第1款 資本的支出	187,112千円	△ 157,987千円	29,125千円
第1項 福井臨海下水道 設 備 改 良 費	7,077千円	△ 1,687千円	5,390千円
第2項 福井臨海下水道 建 設 費	178,035千円	△ 156,585千円	21,450千円
第4項 国庫補助金返還金		285千円	285千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	52,642千円	1,749千円	54,391千円

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第124号議案

令和6年度 福井県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度福井県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 主要な建設改良事業	682,000千円	857,700千円

（収益的収入および支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,581,331千円	△ 58,830千円	2,522,501千円
第2項 営業外収益	1,698,059千円	△ 58,830千円	1,639,229千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,770,701千円	△ 30,915千円	2,739,786千円
第1項 営業費用	2,742,118千円	△ 30,228千円	2,711,890千円
第2項 営業外費用	28,583千円	△ 687千円	27,896千円

（資本的収入および支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「69,408千円」を「69,958千円」に改め、資本的収

入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	887,873千円	175,150千円	1,063,023千円
第1項 企業債	191,000千円	29,000千円	220,000千円
第2項 負担金	156,250千円	45,050千円	201,300千円
第4項 国庫支出金	334,000千円	101,100千円	435,100千円
	支	出	
第1款 資本的支出	957,281千円	175,700千円	1,132,981千円
第2項 建設改良費	682,000千円	175,700千円	857,700千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債を次のとおり補正する。

(補 正 前)					(補 正 後)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
九頭竜川流域 下水道事業費	191,000千円	普通貸借 または 証券発行 <small>(政府資金、その他)</small>	7.0% 以内	償還年限 30年以内	220,000千円	普通貸借 または 証券発行 <small>(政府資金、その他)</small>	7.0% 以内	償還年限 30年以内	
			<small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	<small>(うち据置期間5年以内)</small>			<small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	<small>(うち据置期間5年以内)</small>	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費を次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	28,312千円	△12,899千円	15,413千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条に定めた補助を受ける金額「227,442千円」を「227,002千円」に改める。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

第125号議案

福井県安心こども基金条例の一部改正について

福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例

福井県安心こども基金条例（平成21年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (失効) 2 この条例は、 <u>令和12年5月31日</u> 限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。 (処分の特例) 3 (略)	附 則 (施行期日) 1 (略) (失効) 2 この条例は、 <u>令和7年5月31日</u> 限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。 (処分の特例) 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

福井県安心子ども基金の設置期限を延長したいので、この案を提出する。

第126号議案

福井県長期ビジョンの一部変更について

福井県長期ビジョンを次のとおり変更することに関して、議会の議決を求める。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

福井県長期ビジョンの一部を次のように変更する。

次の表の変更前欄に掲げる内容を同表の変更後欄に掲げる内容に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>はじめに</p> <p>1 策定の趣旨 (略)</p> <p>2 構成と期間</p> <p>第1部 将来構想 福井県の目指すべき将来像を展望(目標年次 2040年)</p> <p>第2部 実行プラン 今後5年間に実行する政策を分野別に具体化(計画期間<u>2025年度～2029年度</u>)</p> <p>第3部 地域プラン 県内4地域における政策の方向性等を整理(計画期間<u>2025年度～2029年度</u>)</p> <p>3 策定コンセプト (略)</p> <p>第1部 将来構想 (略)</p> <p>第2部 実行プラン</p>	<p>はじめに</p> <p>1 策定の趣旨 (略)</p> <p>2 構成と期間</p> <p>第1部 将来構想 福井県の目指すべき将来像を展望(目標年次 2040年)</p> <p>第2部 実行プラン 今後5年間に実行する政策を分野別に具体化(計画期間2020年度～2024年度)</p> <p>第3部 地域プラン 県内4地域における政策の方向性等を整理(計画期間2020年度～2024年度)</p> <p>3 策定コンセプト (略)</p> <p>第1部 将来構想 (略)</p> <p>第2部 実行プラン</p>

<p>1 基本的な考え方 目指す将来像を実現するため、<u>5年間（2025～2029年度）</u>で実行する主な政策・施策を示す。</p> <p>2 基本方向 <u>とんがろう、楽しもう、ふくい</u></p> <p>3 最重点プロジェクト</p> <p>(1)ひとが活躍 <u>誰もが自分らしさを発揮できる「安心の居場所」と「活躍の舞台」をもち、性別や世代などを超えて互いに交流や共感が広がる共生社会を形成する。</u></p> <p>(2)まちに活気 <u>変化をチャンスにチャレンジを拡大し、官民共創によるさらなる観光・まちづくりへの重点投資や新幹線効果の全域波及など、地域の未来への期待感を生み出す「持続的なまちの進化」を創出する。</u></p> <p>(3)くらしに活力 <u>デジタル・新技術の活用と人のつながりによる助け合いの力で、人口減少社会においても暮らしの質を高め、将来への明るい展望を描ける「日本一の幸せ実感社会」を実現する。</u></p> <p>(4)次世代ファースト戦略 <u>「ひとが活躍」「まちに活気」「くらしに活力」のプロジェクトに横串をさして、次世代応援の施策を体系化し、社会全体で応援することにより、こども・若者や子育て世代から「選ばれるふくい」を実現する。</u></p> <p>4 分野別政策</p> <p>(1)個性を伸ばす（人材力） <u>福井の人材力を最大の武器に。心豊かで個性にあふれ、ふるさとを愛し、自らの可能性に挑戦し未来を切り拓く人材を育成する。また、誰もが個性や能力を発揮でき、互いに応援し合う、寛容性の高い共生社会を目指す。</u></p> <p>政策1 <u>子どもが主役の「夢と希望」、「ふくい愛」を育む教育の推進</u> 政策2 <u>ふくいの産業・社会を支える人づくり</u> 政策3 <u>多様な個性や能力を育み、活かす共生社会の実現</u></p>	<p>1 基本的な考え方 目指す将来像を実現するため、<u>最初の5年間（2020～2024年度）</u>で実行する主な政策・施策を示す。</p> <p>2 新時代スタートアッププロジェクト <u>「飛躍するふくい」の実現に向けた戦略を最重点化し実行</u> <u>コンセプト</u> <u>とんがろう、ふくい</u></p> <p>(1)ふくいエンタメ計画 ～ふくいの魅力をとがらせよう～ <u>観光、文化、スポーツ等の尖った魅力で多くの人を呼び込み、県民も来訪者も、誰もが楽しめる場所・機会をつくる。</u></p> <p>(2)次世代チャレンジ宣言 ～チャレンジで未来をつくろう～ <u>「次世代ファースト」の観点から、創業支援、働き方改革等により若者に魅力ある仕事を創り、尖った企業・人材を増やす。</u></p> <p>(3)しあわせアクション運動 ～一人ひとりがプレイヤーになろう～ <u>それぞれが自分の立場でできることを考え、持ち寄る「県民総参加」の社会をつくる。</u></p> <p>3 分野別政策</p> <p>(1)学びを伸ばす（人材力） <u>福井の人材力を最大の武器に。心豊かで個性にあふれ、ふるさとを愛する、福井の次代を担う人材を育成する。また、誰もが様々なことにチャレンジでき、自分らしさを発揮できる、多様性が魅力の社会を目指す。</u></p> <p>政策1 <u>夢と希望を持ち、ふくいを愛する子どもの育成</u> 政策2 <u>ふくいの産業・社会を支える人づくり</u> 政策3 <u>多様な価値観を認め合う「共生社会」の実現</u></p>
---	--

政策4 こども・子育ての“よろこび”を次世代につなぐ「ふく育県」の推進

(2)成長を創る（産業力）

新たなことに挑戦し、可能性が広がる地域経済に。社会課題の解決や持続可能性の実現など企業の強みを活かす挑戦を後押しし、働きがいと働きやすさを両立しながら、活気と好循環の地域経済を目指す。

政策5 稼げる農林水産業で農山漁村の活性化

政策6 創業・新事業展開の推進

政策7 未来志向型の産業革新

政策8 世界のふくいファンを拡大

(3)楽しみを広げる（創造力）

新幹線効果を最大化・持続化し、持続的ににぎわいを地域の力に。深みのある歴史・文化・自然や、心身を豊かにする芸術・スポーツを活かし、福井ならではの魅力・楽しみを創り出し、ワクワクと活力あふれるまちを目指す。

政策9 北陸新幹線効果を最大化・持続化

政策10 交流を広げる基盤整備

政策11 ふくい型移住・定住の促進

政策12 文化芸術・スポーツ力の強化

(4)住みやすさを高める（地域力）

人生100年時代を幸せに。生涯健康であることを志向する「健幸文化」を育むとともに、全世代の生きがいづくりを応援する。また、一人ひとりに寄り添った医療・福祉・防災等を充実し、安心して暮らせる地域を目指す。

政策13 人生100年時代の充実生活応援

政策14 誰も取り残されない安心の医療・介護・福祉の充実

政策15 豊かで美しいふくいの環境の継承

政策16 防災・治安先進県ふくいの実現

(5)ともに進める（総合力）

徹底現場主義による県民主役の県政実現。県民・企業・団体・市町など「チームふくい」が一丸となり行動するとともに、県境を越える広域連携を強化し、将来像の実現を目指す。

政策17 「チームふくい」の行政運営

政策18 広域連携の強化

政策4 希望が叶う「結婚・出産・子育て」応援

(2)成長を創る（産業力）

新たなことに挑戦し、可能性が広がる地域経済に。新産業育成や新事業創出などに積極的に挑戦し、若者が魅力を感じる、活気と好循環の地域経済を目指す。

政策5 農林水産業の力でふくいをブランドアップ

政策6 地域経済のイノベーション

政策7 Society5.0時代の新産業創出

政策8 拡大する世界市場をふくいの成長へ

(3)楽しみを広げる（創造力）

人が人を呼び込み、交流拡大を地域の力に。深みのある歴史・文化や自然を活かし、多様な魅力・楽しみを創り出し、すべての世代が誇りを持ち、ワクワク・ドキドキする、個性と活力にあふれるまちを目指す。

政策9 100年に一度のまちづくり

政策10 北陸新幹線開業効果を最大化

政策11 人が人を呼ぶ、移住・定住新戦略

政策12 文化・スポーツがふくいの活力

(4)安心を高める（地域力）

人生100年時代を健康・安心に。新たな高齢者観を構築し、子どもからシニアまで生涯健康であることを志向する「健康文化」を育む。また、医療・福祉・防災等を充実させ、安心して暮らせる地域を目指す。

政策13 人生100年時代の健康ライフスタイル

政策14 いつでもどこでも安心の医療・介護・福祉

政策15 ふるさとの暮らしと風景の維持

政策16 防災・治安先進県ふくいの実現

(5)ともに進める（総合力）

徹底現場主義による県民主役の県政実現。県民・企業・団体・市町など「チームふくい」が一丸となり行動するとともに、県境を越える広域連携を強化し、将来像の実現を目指す。

政策17 「チームふくい」の行政運営

政策18 広域パートナーシップの強化

5 人口減少対策プロジェクト

(1)次世代ファースト戦略

こども・若者や子育て世代を社会全体で応援することにより、「選ばれるふくい」を実現する。

基本戦略1 若い世代に選ばれる地域社会の構築

基本戦略2 「働きがい+働きやすさ」の魅力ある仕事の創出

基本戦略3 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現

基本戦略4 進学・就職・移住の選択肢の拡充

(2)適応戦略

人口減少が進む中でも、地域経済の成長や暮らしの質の維持向上を図り、持続可能な地域社会を実現する。

第3部 地域プラン

(略)

第3部 地域プラン

(略)

提 案 理 由

福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例（平成19年福井県条例第55号）第3条の規定により、この案を提出する。

第127号議案 九頭竜川水系の一級河川の指定の変更に対する意見について

河川法（昭和39年法律第167号）第4条第3項の規定により、次のとおり国土交通大臣に意見を述べるものとする。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

九頭竜川水系に係る別表の一級河川の指定を変更することについては、異議はない。

別表

九頭竜川水系

区分		名称	区間	
			上流端	下流端
変更	旧	吉野瀬川	武生市勾当原町74字口塩唐1番地先の県道橋下流端	
	新	吉野瀬川	左岸 右岸	越前市勾当原町85字下奈良原24番2地先 同市同町88字東葛根平1番2地先
			日野川への合流点	
			日野川への合流点	

提 案 理 由

九頭竜川水系に係る一級河川の指定の変更について、国土交通大臣から意見を求められたので、河川法第4条第4項の規定により、この案を提出する。

- 4 両者は、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、相手方の負担とする。

提 案 理 由

和解については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を得る必要があるので、この案を提出する。

第129号議案

県有財産の取得について

県管理道路の除雪用機械として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉 本 達 治

- 1 物 品 名 除雪トラック（7 t級）2台
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約者 福井市重立町28字辻44番
UDトラックス株式会社福井カスタマーセンター
カスタマーセンター長 繁 田 治 孝
- 4 契約金額 一金 87,560,000円

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第130号議案

河川災害復旧工事請負契約の締結について

河川災害復旧工事請負契約を次のとおり締結する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 工事名称 | 河川災害復旧工事 5災2号その2 |
| 2 | 工事場所 | 一級河川 打波川
大野市上打波地係 |
| 3 | 工事内容 | 延長 187.0メートル
落差工 1基 |
| 4 | 契約方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約者 | (株)高茂組、(株)木原、河川災害復旧工事 5災2号その2 特定建設工事共同企業体
代表者 大野市東中野2丁目910番地
株式会社高茂組
代表取締役 石塚義徳
越前市大虫町第7号2番地
株式会社木原 |

代表取締役社長 山 本 清 孝

6 契約金額 一金 633,600,000円

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第131号議案

権利の放棄について

次に掲げる債権を放棄する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

放棄する債権の内容

区 分	相 手 方	発 生 年 度	金 額
福井県病院事業の診療費等	■■■■■	平成16年度、平成17年度、平成18年度	496,080円
	■■■■■	平成17年度	207,000円
	■■■■■	平成20年度	12,010円
	■■■■■	平成22年度、平成26年度	47,650円
	■■■■■	平成26年度	4,000円
	■■■■■	平成28年度	25,010円
	■■■■■	平成29年度	47,750円
	■■■■■	平成29年度	51,850円
	■■■■■	平成29年度	38,830円

	■■■■■	令和3年度	26,700円
	■■■■■	令和5年度	57,940円
	■■■■■	令和5年度	99,200円

提 案 理 由

福井県病院事業の診療費等のうち、主債務者の死亡等により、回収の見込みがない債権について、権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、この案を提出する。

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

専決第26号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

小浜市 個人

2 損害賠償の額 72,300円

3 事故の態様

令和6年3月14日午後1時3分頃、地域鉄道課の県有自動車が、小浜市役所駐車場において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

専決第25号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年12月26日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

2 損害賠償の額 181,611円

3 事故の態様

令和6年10月6日午前10時45分頃、和敬学園の県有自動車^が、福井県児童科学館駐車場において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

専決第23号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年12月25日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 216,282円

3 事故の態様

令和6年7月18日午前4時25分頃、福井警察署の県有自動車が、福井市照手4丁目15番23号5の市道において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

専決第24号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年12月25日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 252,210円

3 事故の態様

令和6年10月24日午後8時15分頃、交通指導課の県有自動車が、福井市河増町第29号30番地1の駐車場において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動二輪車転倒事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

専決第21号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動二輪車転倒事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年11月18日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 610,471円

3 事故の態様

令和6年6月10日午後5時30分頃、一般県道菅生武生線越前市入谷町地係において、相手方が所有する自動二輪車が道路の舗装剥がれにより転倒して、同人に傷害を、当該自動二輪車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

専決第22号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年12月23日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 54,765円

3 事故の態様

令和6年10月30日午後9時30分頃、一般国道476号今立郡池田町松ヶ谷地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに
はまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または
争訟等を行わない。

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日提出

福井県知事 杉本達治

専決第27号

権利の放棄について

次に掲げる債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年1月8日

福井県知事 杉本達治

放棄する債権の内容

区 分	相 手 方	発 生 年 度	金 額
行政財産の使用料	アルカンシエル株式会社	令和4年度	67,850円
延滞金	アルカンシエル株式会社	令和4年度	11,182円